

国名	タイ		
公的年金の体系 保険料財源 税財源	(1) 公務員 全額税負担の報酬比例年金を支給する1階部分と保険料に基づく貯蓄制度である2階部分に分かれている。	(2)民間被用者 保険料に基づく報酬比例年金を支給する1階部分と月額600~1,000バーツの無拠出年金。	(3)その他 60歳以上の公務員年金受給者でない者であり公的な老人施設に入居していない者には、年齢に応じて月額600~1,000バーツが支給される。 政府補助付の任意拠出の上乗せ年金制度。
被保険者	政府及び民間企業の被用者 (被用者でない農民・自営業者などは任意拠出の貯蓄制度に参加することができる)		
保険料率(2013年)	(1) 公務員 1階部分：なし 2階部分：報酬に対して賦課 被保険者3%，事業主(政府)5% (制度改革による年金減少分の補填のための保険料率2%を含む) <sup>1</sup> (2) 民間被用者 1,650~15,000バーツの月額報酬に対して賦課。 被保険者3%，事業主3% 任意の上乗せ保険料 (3) その他 拠出能力に応じて保険料を拠出し、個人口座に積み立てる。		
支給開始年齢	(1) 公務員 勤続年齢25年以上の離職者・退職者：年齢に関係しない 勤続年齢10年以上の離職者・退職者：50歳 (2) 民間被用者 55歳 (3) その他 60歳		
基本給付額	(1) 公務員 1階部分：最終5年間の平均報酬月額に1年の勤続年数につき2%を乗じて算定(最大70%) 2階部分：保険料に運用利息を加えた額を一時金として支給 (2) 民間被用者 1階部分：最終5年間の平均報酬月額に、保険料納付年数15年で20%、その後の1年の保険料納付年数に1.5%を加えた率を乗じて算定 これに月額600~1,000バーツの無拠出年金が加算される (3) その他 無拠出年金は、月額600バーツ(60-69歳) 700バーツ(70-79歳) 800バーツ(80-89歳) 1,000バーツ(90歳以上) さらに、拠出した者には、上乗せ年金が支給される(貯蓄の年金化)		

給付の構造	(1) 公務員 (2) 民間被用者 (3) 60歳以上のその他の者	所得比例年金+貯蓄による一時金 所得比例年金+年齢による定額年金 (600~1,000パーツ) 年齢による定額年金 (600~1,000パーツ), 任意の貯蓄に基づく年金
所得再分配	あり (その他の者に対する定額年金部分)	
公的年金の財政方式	(1) 公務員 (2) 民間被用者 (3) 60歳以上のその他の者	1階部分: 給付建の部分積立方式, 全額税負担 2階部分: 拠出建の貯蓄, 完全積立方式 給付建の部分積立方式 全額国庫負担による賦課方式, 貯蓄を通じた積立方式
国庫負担	(1) 公務員 (2) 民間被用者 (3) 60歳以上のその他の者	1階部分: 全額国庫負担 2階部分: 政府の被用者としての保険料 (給与の3%) および1997年制度改革による年金減少分相当保険料 (給与の2%, 1997年以前に遡及あり) なし。政府負担の1%は児童手当分, 法律上は老齢年金・児童手当全体に対して一括して3%まで国庫負担が可能。 全額国庫負担 (無拠出年金), 保険料の補助 (上乗せ年金)
年金制度における最低保障	(1) 公務員 (2) 民間被用者 (3) 60歳以上のその他の者	なし 労働省令に最低保障額以上であると記述されているが, 最低保障額は決められていない。 年齢による無拠出定額年金 (600~1,000パーツ), 600パーツ (貯蓄による年金)
無年金者への措置	2009年10月の定額年金の導入により, 60歳以上の国民については, 原則無年金者は存在しないこととなった。	
公的年金と私的年金	任意設立可能の私的な上乗せ貯蓄制度が存在。	
国民への個人年金情報の提供	民間被用者に対する保険料・老齢年金以外の給付に関する照会は, SSO事務所およびコールセンターで受付。	

<sup>1</sup>被用者 (公務員) は, 1-12%の範囲で任意の上乗せ保険料を支払うこともできる。

## タイの年金制度

山端 浩（国際労働事務局企業局グローバル労災プログラム上級政策顧問）

### 1. 制度の特色

タイの被用者に対する公的年金制度は、公務員を対象とする制度と民間の被用者を対象とする制度からなる。公務員を対象とする制度は、1902年に発足した無拠出制の給付建ての年金制度と、1997年に導入された掛金建ての貯蓄制度の2階建ての制度である。一方、民間の被用者を対象とした年金制度は1999年に導入されたが、老齢年金の受給には15年以上の保険料拠出が必要であり、2014年に初めて年金が支給された。

被用者以外の高齢者の所得保障は、租税を財源として所得・資産調査に基づき、1993年に60歳以上の貧困者に対して月額200バーツ（およそ6米ドル）の年金支給が始まり、2006年に支給月額が500バーツ（およそ15米ドル）に引き上げられた。受給者数は徐々に増大し、2008年には受給者は60歳以上の人口の2割を占めるようになった。2009年10月から被用者年金の受給者および公的な老人施設の入居者を除く60歳以上の全国民に月額500バーツ（およそ15米ドル）の無拠出年金が支給されるようになり、原則60歳以上の全国民に年金が支給されることとなった。2011年に無拠出年金の給付額が引き上げられ、現在は600～1,000バーツが受給者の年齢に応じて支給されている。この無拠出年金は、公務員で年金を受給できる者は受給できないが、民間被用者で報酬比例年金を受給する者も受給できるようになった。

民間の被用者が少なくとも1年間、民間の被用者を対象とした年金制度に加入した後に制度を脱退した場合には、社会保障法第39条の規定により、本人分および被用者分の保険料を支払うことにより、制度に存続することができる。

また、公務員制度、民間被用者制度のいずれにも所属しない者は、社会保障法第40条の規定により社会保障基金に任意加入し保険料を支払うことにより、60歳到達時に一時金を受け取ることができる。もしくは、国家貯蓄基金に任意加入することにより、60歳以降に個人勘定の貯蓄額に基づいて年金を受け取

ることができる。

#### (1) 公務員制度

公務員には、当初は全額税負担による最終給与比例の年金<sup>2</sup>が政府から支給されていたが、1997年に、この無拠出制年金の水準を若干切り下げ、そのかわりに賃金の8%（政府（雇用者）5%、公務員（被用者）3%）の保険料に運用収入を加えた一時金を支給する政府年金基金制度が導入され、現在2階建ての制度となっている。

#### (2) 民間被用者制度

民間の被用者を対象とする年金制度は、労働省社会保障事務局が運営する広範囲の給付（傷病給付（医療および所得保障）、出産給付、老齢給付、障害給付、死亡給付、児童手当、失業給付、労働災害給付）を支給する社会保険制度の一部である。老齢年金の保険料率は給与の6%であり、部分積立方式により財政運営が行われている<sup>3</sup>。

民間被用者の年金給付は報酬比例年金であり、賃金再評価を含まない最終5年間の名目給与の単純平均に、15年の保険料拠出で20%、その後の1年につき1.5%で逡増する給付乗率（保険料拠出30年で42.5%）を乗じることにより算定される。発足当時は、年金水準は最終5年間の平均給与に保険料拠出年数と、15年の保険料拠出で15%、その後の1年につき1.0%で逡増する給付乗率（保険料拠出30年で30%）を乗じることにより算定することとなっていたが、この年金水準はILOの社会保障の最低基準に関する第102号条約に定められた30年間の保険料拠出で40%の所得代替率を保障する水準よりも低く、他国の給付建の公的年金と比較しても低い水準であることから、ILOが給付算定式の変更を勧めたこともあり、現在の給付算定式へと変更が行われた。年金受給開始後の年金額の改善については法律に明文規定がなく、今後議論に上ることが予想される。

## 2. 沿革

#### (1) 公務員制度（総合職）

タイにおいては、1902年に公務員年金が発足し、数次による法律改正を経て、1951年の政府職員年金法に基づき、公務員に対する年金（公務員としての

勤続年数が25年に満たない場合は一時金)の支給が全額税負担によって行われてきた。1997年に雇用主(政府)および被用者(公務員)による拠出制の政府年金基金が発足し、政府職員に対する老齢給付は、税金を財源とした最終5年間の平均給与比例の年金を支給する1階部分と保険料(政府(雇用者)給与の5%、公務員(被用者)給与の3%)を財源とした個人口座の一時金(運用収入を含む)の2階部分からなる2階建ての制度に再編成された。

## (2) 民間被用者制度

民間の被用者に対する社会保障制度については、1954年にタイで初めて社会保障法が成立したものの、法律は直ちに施行されなかった。しかし、1956年に労働法に労働災害・出産・傷病に対する雇用者による直接給付が盛り込まれ、1958年の労働省令に最大30日の傷病給付および出産給付が規定された。

1974年に、民間被用者に対する初めての社会保障制度として、労働者災害基金がバンコクの20人以上の被用者がいる企業に対して施行され、1994年には10人以上の被用者がいる企業に適用が拡大された。

1990年に、労働者災害以外の広範囲の給付を支給することを明記した社会保障法が制定され、労働者災害基金および社会保障基金(労働者災害給付以外の給付を支給する基金)を運営するために、労働省社会保障事務局が設立された。社会保障法は、段階的に社会保障給付およびその適用を拡大するという政策に基づくものであり、その第一段階として1991年には傷病・出産・障害・死亡給付が20人以上の被用者がいる企業に対して施行された。その適用範囲は1993年に10人以上を雇用する企業、2002年に1人以上を雇用する企業に順次拡大された。給付は当初の傷病・出産・障害・死亡給付に加えて、1998年に老齢給付・児童手当、2004年に失業給付が含まれるようになった。

## 3. 制度体系の概要

### (1) 公務員制度

1997年3月以降に雇用された公務員(総合職)には、税金を財源とした最終5年間の平均給与に比例した年金が支給され、政府年金基金から本人(公務員)および政府(雇用主)の保険料に運用利子を加

えた一時金が退職時に支給される。

一方、1997年以前に雇用された公務員(総合職)は、(ア)保険料拠出を要しない最終給与比例の年金が支給される旧制度に留まり、年金(公務員としての勤続年数が25年に満たない場合は勤続年数に比例した一時金)を受給する、または(イ)保険料拠出をとまなう新制度に移行し、最終5年間の平均給与比例の年金(公務員としての勤続年数が25年に満たない場合は勤続年数に比例した一時金)および個人口座に積み立てられた一時金を受け取る選択権が与えられた。公務員制度の加入員は2016年でおおよそ100万人であり、年金受給者は2010年でおおよそ42万人である。

なお、地方政府の公務員は中央政府の総合職とほぼ同等の給付、中央政府の一般職の公務員(2009年でおおよそ90万人)は退職一時金および任意設立の貯蓄制度(労使給与の3%ずつの保険料拠出)による給付、公営企業の職員は給付建ての年金または掛金建ての貯蓄制度による給付、政府関連機関の職員は任意加入の貯蓄制度による給付を受給しており、公務員の職分や公営企業の形態により異なる年金制度の適用を受けている。

### (2) 民間被用者制度

労働省社会保障事務局の運営する社会保障制度が、一部の例外(季節労働者、農林水産業従事者、私立学校教員等)を除き、企業で働く民間被用者をカバーしている。2013年の保険料を拠出している任意適用者を含む被保険者数は1,400万人弱であり、労働力人口のおおよそ3分の1が適用を受けている。私立学校教員は労使給与の3%ずつの保険料の拠出による独自の貯蓄制度によりカバーされており、労働省社会保障事務局の運営する社会保障制度の適用を受けていない。

なお、使用者と被用者の合意により、(ア)被用者の保険料率は3~15%の範囲、(イ)使用者の保険料率は被用者の保険料率に等しいか上回る、という条件の下で貯蓄制度を任意に設立することが認められており、おおよそ200万人が適用を受けている。

### (3) 任意拠出制度

公務員制度、民間被用者制度の適用を受けない者



については、保険料の任意拠出により、労働省社会保障事務局の運営する社会保障制度もしくは国家貯蓄制度の適用を受けることができる。

社会保障制度の任意適用の一部として、1年以上適用を受けた者が、みなし報酬である月額4,800バーツの9%（労災・失業給付を除く被用者および雇用の保険料率を合算したもの）、すなわち年額5,184バーツを支払うことにより、労災保険・失業保険を除く給付の適用を受けることができる（継続適用）。このような加入期間のない者は、毎月70バーツを支払い、老齢・労災・失業給付以外の給付、または、毎月100バーツを支払い、労災・失業給付の給付を受け取ることができるが、老齢給付は年金ではなく、60歳時点での一時金である。この任意適用には毎月それぞれ30バーツ、50バーツの国庫補助がある。

2015年から適用を開始した国家貯蓄制度は、被保険者が年額50バーツから13,200バーツまでの間で任意の保険料を拠出し、政府が、15歳から29歳までは被保険者保険料の50%（ただし上限額は年額600バーツ）、30歳から49歳までは被保険者保険料の80%（ただし上限額は年額960バーツ）、50歳から59歳までは被保険者保険料の100%（ただし上限額は年額1,200バーツ）に相当する額を拠出し、個人勘定に積み立てる。60歳の時点で終身年金に転換され、その額が最低保障額である月額600バーツに達しない場合は、最低保障額が支払われる。

#### (4) 無拠出年金制度

現在、公務員制度による年金受給者を除き、税を財源として60-69歳の老人一人当たり月額600バーツ、70-79歳に700バーツ、80-89歳に800バーツ、90歳以上に1,000バーツの年金が支給されている。

### 4. 給付算定方式、スライド方式

#### (1) 公務員制度

(ア)旧制度（1997年以前から勤続し、旧制度の適用を選択した者）

年金の受給資格は、勤続年数25年以上の退職者（年齢を問わない）または勤続年数10年以上かつ50歳以上の退職者である。この条件を満たさない場合でも、勤続年数10年以上の退職者（年齢を問わない）また

は勤続年数1年以上かつ50歳以上の退職者には退職一時金が支給される。

退職年金の給付月額、最終月の給与月額に1年の勤続年数につき2%の給付乗率を乗じて計算される。退職一時金の額は、最終月の給与月額に勤続年数を乗じて計算される。

(イ)新制度（1997年以前から勤続し、新制度の適用を選択した者および1997年以降から勤務した者）

全額税負担による1階部分の年金および退職一時金の受給資格は、旧制度と同じである。退職年金の給付額は、最終5年間の平均給与月額に1年の勤続年数につき2%の給付乗率を乗じて計算される。なお、退職年金給付は最大で最終5年間の平均給与月額の70%（35年勤続分）に制限される。退職一時金の額は、最終月の給与月額に勤続年数を乗じて計算される。

政府年金基金による一時金（2階部分）は退職・離職時に支給される。この一時金額は、原則、雇業者（政府）の保険料負担分3%および被用者（公務員）の保険料負担分3%<sup>4</sup>、合計6%<sup>5</sup>に運用利息を加えたものである。しかしながら、1階部分の年金が支給される場合には、（イ1）1997年以前から勤務している場合、勤続時から1997年までの給与に2%を乗じた額にその期間の利息見込額を加えた額および1997年以降の勤務期間の給与に2%を乗じた額に運用利息を加えた額、（イ2）1997年以降から勤務した者については、1997年以降の勤務期間の給与に2%を乗じた額に運用利息を加えた額が加算される。この政府による給与の2%相当額に運用利息（見込）額を加えた額は、旧制度から新制度に切り替えたために年金額が12~15%程度目減りしたことを補償する趣旨で導入された。

結果として、新制度の年金および一時金給付額の総額は、平均的には旧制度の年金総額を上回るものと推計されている。

#### (2) 民間被用者制度

年金の受給には15年以上の保険料拠出が必要であり、年金は55歳より支給される。年金月額は、最終5年間の給与月額の単純平均に、15年の保険料拠出で20%、その後の1年につき1.5%で逡増する給付乗率（保険料拠出30年で42.5%）を乗じることによ

り計算される。保険料拠出期間が1年以上15年未満の場合には労使の保険料総額（給与の6%）に運用収入を加えた額、1年未満の場合には本人保険料相当分総額（給与の3%）が一時金として支給される。年金給付のスライドについては法律上明確な規定はないが、ILOは物価に連動して給付額を引き上げることを提唱している。

### (3) 任意拠出制度

社会保険制度の継続適用者は、他の適用者と同様、55歳より最終5年間の給与月額単平均に、15年の保険料拠出で20%、その後の1年につき1.5%で逡増する給付乗率（保険料拠出30年で42.5%）を乗じることにより計算される年金月額を受給する。

社会保険制度の任意適用者で、月額100バーツの保険料を国庫補助50バーツとともに支払う者は、60歳になった際に保険料に運用利子を加えた一時金を受け取る。

国家貯蓄制度は、被保険者が年額50バーツから13,200バーツまでの間で任意の保険料を拠出し、政府が、15歳から29歳までは被保険者保険料の50%（ただし上限額は年額600バーツ）、30歳から49歳までは被保険者保険料の80%（ただし上限額は年額960バーツ）、50歳から59歳までは被保険者保険料の100%（ただし上限額は年額1,200バーツ）に相当する額を拠出し、個人勘定に積み立てる。60歳の時点で終身年金に転換され、その額が最低保障額である月額600バーツに達しない場合は、最低保障額が支払われる。政府は、15歳から月額1,000バーツの保険料を支払った者は、60歳からおよそ月額7,400バーツの終身年金を、30歳から月額1,000バーツの保険料を支払った者は、60歳からおよそ月額4,400バーツの終身年金を受け取ることを例示している。計算の詳細は不明であるが、年金のスライドは織り込まれていないと考えられること、一定の名目運用利率を仮定していると考えられることから、将来における物価や生活水準からみた年金の相対的な水準は、意味ある水準に保障されるものでないことが推察される。

### (4) 無拠出年金制度

現在、公務員制度による年金受給者を除き、税を

財源として60-69歳の老人一人当たり月額600バーツ、70-79歳に700バーツ、80-89歳に800バーツ、90歳以上に1,000バーツの年金が支給されている。当初支給された月額500バーツから引き上げられたとはいえ、貧困線の半額に達しない水準であり、今後の改善が期待されるが、年金のスライドが法定されておらず、このまま放置すれば、将来の相対的な水準は、経済発展の中で随時漸減することも想起される。

## 5. 負担、財源

### (1) 公務員制度

1階部分の所得比例年金は全額税負担である。2階部分の貯蓄制度は雇用主（政府）が3%、被用者（公務員）が3%をそれぞれ負担する。なお、1階部分の制度改革による年金額の減少を補償するために、1階部分の年金受給者には、2階部分の貯蓄制度に政府が3%に加えて2%を負担する。このため、公務員は2階部分に合計して給与の8%の保険料を積み立てることとなる<sup>6</sup>。なお、1997年以前から勤務しており、年金を受給する者については、1997年以前の勤務期間に遡って給与の2%と運用利息見込額が使用者（政府）により積み立てられる。

### (2) 民間被用者制度

年金の保険料率は、賃金（下限1,650バーツ、上限15,000バーツ）の6%であり、被保険者が3%、事業主が3%をそれぞれ負担する。法律上は、老齢年金および児童手当を支給するための保険料率は、被保険者、事業主、政府の各々について3%（合計9%）を超えないこととされており、現在、老齢年金および児童手当を支給するために、被保険者が賃金の3%、事業主が賃金の3%、政府が賃金の1%の保険料を負担しており、法律上に明確な規定はないものの、賃金の1%は児童手当分とされているために、従来の年金の保険料率は6%とみなされている。最新の推計では、児童手当部分は0.65%とされており、年金に充てられる保険料率は6.35%となる。

賃金の上下限、特に上限の改定については、数次にわたり改定が議論され、ILOも財政再計算時に平均賃金上昇率を目安とする引上げを助言したが、1998年の制度施行時より一度も改定されていない。

### (3) 任意拠出制度

社会保障制度の任意適用の一部として、1年以上適用を受けた者が、みなし報酬である月額4,800バーツの9%（労災・失業給付を除く被用者および雇用の保険料率を合算したもの）、すなわち年額5,184バーツを支払うことにより、労災保険・失業保険を除く給付の適用を受けることができる（継続適用）。年金に対する財源は、みなし報酬である月額4,800バーツの、本人拠出の6%と推定するのが適切であろう。

社会保険制度の任意適用者は、月額100バーツの保険料を支払うことにより、60歳到達時に本人積み立て分に国庫補助を加えた額に、運用利息を加えた一時金を受け取るが、老齢一時金に充てられる保険料及び国庫補助の額は、月額50バーツである（老齢一時金を含まないパッケージは、月額で、本人保険料70バーツ、国庫補助30バーツ、合計100バーツであり、老齢一時金を含むパッケージは、本人保険料100バーツ、国庫補助50バーツ、合計150バーツであるので、この差額が老齢一時金の原資となる）。

国家貯蓄制度は、被保険者が年額50バーツから13,200バーツまでの間で任意の保険料を拠出し、政府が、15歳から29歳までは、被保険者保険料の50%（ただし上限額は年額600バーツ）、30歳から49歳までは被保険者保険料の80%（ただし上限額は年額960バーツ）、50歳から59歳までは被保険者保険料の100%（ただし上限額は年額1,200バーツ）に相当する額を拠出し、個人勘定に積み立てる。

### (4) 無拠出年金制度

全額が国庫により拠出される。

## 6. 財政方式、積立金の管理運用

### (1) 公務員制度

1階部分の財政方式は、1997年以前は全額税負担による完全賦課方式であったが、1997年の改正により、積立金総額が年金および退職一時金給付の1年間の給付総額の3倍を超えるまで、毎年、年金および退職一時金給付の1年間の給付総額の20%以上を年金制度に積み立てることとされ、年金制度は全額税負担ではあるものの、財政方式は部分積立方式に移行した。2階部分については、個人貯蓄口座であ

るため、完全積立方式である。運用については、政府年金基金のものの小委員会が監視・勧告を行う。財務省令は60%以上をリスクの少ない資産で運用するように定めており、70-80%は基金自身が運用し、残りの20-30%は外部で資産運用するという運用原則がある。2014年12月において、32.2%がタイ長期国債、14.7%がタイ短期国債、11.8%がタイ株式、11.7%がタイ社債、3.7%がタイ不動産などと、全体のおおむね4分の3がタイ国内で運用されているが、残るおおむね4分の1は海外投資されており、現在、海外投資は全体の4分の1に制限されているが、この上限の引上げが議論され、2015年11月に現行の25%から30%に引き上げることが閣議了承された。

### (2) 民間被用者制度

財政方式は部分積立方式であり、小額の年金・一時金支給を除き2014年以前には年金支給がなかったため、年金部分については保険料のほぼ全額が積み立てられていた。2013年には、社会保障基金の積立金総額はタイの国内総生産（GDP）の9.8%に達している。運用については、社会保障基金・労働災害補償基金のものの三者構成の小委員会が監視・勧告を行う。財務省令は60%以上をリスクの少ない資産で運用するように定めており、その大部分は国債・社債・銀行預金などにより運用されている。2013年には、79%が国債・社債・銀行預金などの比較的安全な資産で運用されており、残りの21%は株式等の比較的高リスクの大きい資産で運用されている。

### (3) 任意拠出制度

社会保険制度が運営する制度は、継続被保険者の制度は年金を受給するため、部分積み立て制度で運営されており、任意被保険者に関する制度は貯蓄制度であるため、完全積み立て制度と言ってよい。運用は、社会保険制度の運用に順ずる。

国家貯蓄制度は、その詳細ははっきりしないが、60歳到達時の個人勘定に積み立てられた原資を年金に転換するので、給付建の完全積み立て制度を志向していると推測される。しかしながら、死差・利差が生じた場合にどのように財政運営を行うかははっきりした方針は示されておらず、随時財政再計算など



を通じて制度のパラメーターの変更等を行わないと、完全積み立て制度を維持できるかどうかは疑問である。

#### (4) 無拠出年金制度

全額が国庫により拠出される、完全賦課制度であり、積立金を保有しない。

### 7. 制度の企画、運営体制

制度の企画・運営は、労働省社会保障事務局が実施している。社会保障基金のもとには、三者構成(政府・使用者・被用者)の社会保障委員会、医療専門家により構成される医療委員会および三者構成の不服審査委員会の3委員会があり、労働災害補償基金のもとには、三者構成の労働災害補償委員会および医療専門家により構成される医療委員会の2委員会がある。財政再計算については法律上明文規定がないが、2004、2009、2013年にILOが再計算を行い、老齢給付の改善、将来の支給開始年齢および保険料率の段階的引上げなどの提言を行った。

### 8. 最近の動き

タイは、急激な少子化に直面しており、将来的には日本や韓国に続いて、少子高齢問題に直面することは避けられない見通しであり、高齢化とその問題への対処は重要な政治問題であると認識されている。

しかしながら、民間被用者制度については2014年に初めて年金給付が行われたこともあり、いまだ年金改革の機運は熟していない。とはいうものの、現行制度のままでは、最新の推計によると2054年には積立金が枯渇する見通しであり、先進国が行ってきた改革(たとえば、支給開始年齢引上げ、保険料率引上げ、報酬上限の引上げ、年金の算定基礎となる給与の平均年数の延長等)と同様の改革に関する議論が引き続き行われている。給付水準については、当初は1年の保険料拠出について1%と規定されており、30年の保険料拠出で賃金の30%というILO条約102号に規定された水準(30年の保険料拠出で賃金の40%の年金支給)を満たさない水準であったが、年金の支給開始以前に、15年の保険料拠出で20%、その後の1年につき1.5%(保険料拠出30年で42.5%)という給付改善が行われた。また安全資産

運用が主だったため、経済危機による資産価値の減少は限定的であった。経済危機に対応するため、老齢年金・児童手当に対する保険料率の総計が7%から6%に2009年の7月から12月、および2012年の1月から6月まで一時的に引き下げられた<sup>7</sup>が、これらの財政影響は軽微であった。

公務員制度(中央政府の総合職)については、1997年制度改革によって制度は貯蓄方式に根本的に改革されたという誤った認識が国内・国際社会を問わず流布されているが、内実は、従来の全額税負担による給付水準の高い年金制度を、わずかな給付引下げを行ったのみで温存し、貯蓄制度を上乘せしたとあって差し支えない。貯蓄制度の資金運用等の華やかな部分がメディアなどで報道されるのみで、政府全体の財政規律や社会保障の官民格差についていまだ真剣な議論がなされていないが、タイの租税税制は相続税がないなど脆弱であり、今後、高齢化の進展とともに、更なる1階部分の給付合理化が議論されることが予想される。

自営業者・農民等への社会保障の適用拡大は、何度も議論され、ILOも調査・研究を通じて提言を行ってきた。ILOは、これらの労働者の保険料拠出能力には限界があるので、税を財源とした無拠出年金の拡大を提言してきた。タイの政権がタクシン元首相の率いるタイ愛国党からアピシット元首相の率いる民主党に移行した際、タクシン元首相が実現させた全国民に適用される無料医療制度と比肩しうる政策が民主党の政策として必要であり、全国民に適用される無拠出制の年金は民主党の長年にわたる政権公約であり、経済危機への対応として消費を底上げするための財政出動が要請されたことなどもあって、2009年10月に被用者年金を受給しない60歳以上の全国民に一律500バーツの年金支給が始まった<sup>8</sup>。全額国庫負担による制度であり、企画立案は社会開発・人間安全保障省、財政上の企画立案は財務省、制度の実施・施行は内務省と地方政府が担当している。この制度は、その後の民主党からタイ貢献党<sup>9</sup>への政権交代後も引き継がれ、従前の一律500バーツから、2011年には年齢に応じ600~1,000バーツ(60-69歳に600バーツ、70-79歳に700バーツ、80-89歳に800バーツ、90歳以上に1,000バーツ)を支給するようになった。2011年の無拠出年金の受給者はおよそ



600万人、60歳以上の全人口のおよそ7割であった。

今後、この政策が将来の政治の変化・人口の高齢化に耐え持続していくか、1,500バーツの貧困線の3分の1程度の低い年金水準が今後改善されていくか、また賃金・物価の上昇などの経済変動に合わせて実質価値を維持するように年金額を改定することがルール化されるかなどの将来の課題があり、注視をしていく必要がある。また拠出制年金との整合性を図るため、無拠出年金が支給されていない60歳以上の老人から、公務員年金を受給しないすべての60歳以上の老人に拡大することが決定した。タイの民間被用者は無拠出年金に加え現行の報酬比例年金を受け取っている。

社会保障基金も任意拠出の社会保険制度を通じた適用拡大を図っており、社会保障基金が強制適用されない農民・自営業者などに対して、政府が保険料を補助する形での貯蓄制度の導入が2011年に行われた<sup>10</sup>。

主として財務省・世界銀行・アジア開発銀行が提唱した被用者年金が適用されない国民に対する任意拠出の貯蓄制度（政府による保険料補助あり）は、2011年5月に国会で承認された<sup>11</sup>。この制度は、2015年8月に施行され、2015年9月には、30万人が登録された。政府は、当初5ヵ年で300万人を登録することを目標としている。

〈注〉

- <sup>1</sup> 60-69歳に600バーツ、70-79歳に700バーツ、80-89歳に800バーツ、90歳以上に1,000バーツが支給されている。
- <sup>2</sup> 公務員としての勤続年数が25年以上の者に年金が支給されるが、これに満たない場合は一時金が支給される。
- <sup>3</sup> 財政上は、老齢年金は児童手当と一体的に運用されており、労使それぞれによる3%の保険料率に加え、政府による保険料率1%を加えた7%となっているが、社会保障基金によれば、明文規定はないものの1%は児童手当分とされており、6%が老齢年金相当分と想定されている。直近の推計では、0.65%が児童手当を給付するに十分であるとの推計が行われており、残りの6.35%が年金給付に充てられると推計されている。障害年金及び死亡一時金は、財政上は、医療給付（現物・所得保障現金給付を含む）・出産給付等と一体的に運用されている。
- <sup>4</sup> 被用者（公務員）は、給与の3%の強制的保険料に、給与の1-12%の任意保険料を上乗せして払うことができる。
- <sup>5</sup> 被用者（公務員）による上乗せの任意保険料を含めると、全体の保険料率は6-18%である。また、年金が支給され

る場合には、後述のようにさらに2%の使用者（政府）による保険料率が追加されるので、全体の保険料率は8-20%となる。

- <sup>6</sup> これに加えて、被用者（公務員）は、給与の1-12%の任意保険料を上乗せして払うことができる。
- <sup>7</sup> 2009年の後半の6月（7月から12月まで）および2012年の前半の6月（1月から6月まで）、医療給付（所得保障のための現金給付を含む）・出産給付・死亡給付・障害給付を支給するための保険料率は、現行の使用者・被用者・政府それぞれ1.5%ずつの保険料率をそれぞれ0.5%ずつに、失業給付については現行の使用者・被用者それぞれ0.5%および政府0.25%の保険料率の据置き、年金給付・児童手当を支給するための保険料率を、現行の使用者・被用者それぞれ3%および政府1%から、使用者・被用者・政府それぞれ2%ずつとした。これにより、政府支出総計は変化しないが、使用者・被用者についてはそれぞれ2%の保険料率の減少となった。また、2012年7月から2013年12月まで、医療給付（所得保障のための現金給付を含む）・出産給付・死亡給付・障害給付を支給するための保険料率は、現行の使用者・被用者・政府それぞれ1.5%ずつの保険料率をそれぞれ0.5%ずつに、失業給付については現行の使用者・被用者それぞれ0.5%および政府0.25%の保険料率の据置き、年金給付・児童手当を支給するための保険料率を、現行の使用者・被用者それぞれ3%および政府1%から、使用者・被用者それぞれ3%および政府2%とした。これにより、政府支出総計は変化しないが、使用者・被用者についてはそれぞれ1%の保険料率の減少となった。2014年以降は、特例措置を廃止し、元の保険料負担水準に戻された。
- <sup>8</sup> タイの無料医療制度の導入の立役者の一人である著者の友人は、まだタイ愛国党が政権にあり、支持率も高かった当時、ILOの無拠出年金の提言は、民主党政権が誕生すれば導入されることもあるのではとコメントしていた。
- <sup>9</sup> タイ貢献党は、かつてタクシン元首相が率いたタイ愛国党の流れを汲む政党であり、民主党が政権を退いた後、タクシン元首相の妹であるインラック・シナワトラが首相に就任した。
- <sup>10</sup> 社会保障法の第40条に基づく措置で、月額保険料100バーツ（被保険者70バーツ、政府補助30バーツ）または150バーツ（被保険者100バーツ、政府補助50バーツ）の選択肢があり、月額100バーツの保険料では限定的な現金傷病給付・障害給付・葬祭費が支給されるが、月額150バーツの保険料では、加えて個人勘定の貯蓄（月額50バーツが個人勘定に預金される）が利息を含めて60歳到達時に支給される。なお、被保険者は、月額1,000バーツを超えない範囲で任意保険料を上乗せできる。2013年2月には、この第40条に基づく被保険者数は135万人である。
- <sup>11</sup> 被保険者が年額50バーツから13,200バーツまでの間で任意の保険料を拠出し、政府が、15歳から29歳までは被保険者保険料の50%（ただし上限額は年額600バーツ）、30

歳から49歳までは被保険者保険料の80%（ただし上限額は年額960バーツ）、50歳から59歳までは被保険者保険料の100%（ただし上限額は年額1,200バーツ）に相当する額を拠出し、個人勘定に積み立てる。60歳の時点で終身年金に転換され、その額が最低保障額である月額600バーツに達しない場合は、最低保障額が支払われることとなっている。この制度の給付水準・財政持続性に関する研究は著者の知る限り出版されていないが、保険料額が小額である場合には無拠出年金と同額が支給されることとどまり、低所得者対策としては所得再分配機能がないうことから、その役割についてはかなり疑問が残る。社会保障法の第40条に基づく保険料総額150バーツ（またはそれ以上）を選択した場合は、この制度の被保険者となることはできない。

#### 主な参考文献

- ILO, 2016: Thailand, Report to the Government, Actuarial Valuation of Thailand Social Security Scheme administered by the Social Security Office as of 31 December 2013  
[http://www.ilo.org/global/topics/dw4sd/WCMS\\_568924/lang--en/index.htm](http://www.ilo.org/global/topics/dw4sd/WCMS_568924/lang--en/index.htm)
- Social Security Office (SSO) Thailand: Annual Report 2009
- Social Security Office (SSO) Thailand: Annual Report 2007
- Social Security Office (SSO) Thailand: Annual Report 2006
- Social Security Office (SSO) Thailand: Thailand Social Security System 2007
- Social Security Administration (SSA) and International Social Security Association (ISSA): Social Security Programs Throughout the World: Asia and the Pacific, 2016  
<https://www.ssa.gov/policy/docs/progdesc/ssptw/2016-2017/asia/index.html>
- 末廣昭：タイのプロビデント・ファンドと所得保障  
[http://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/jss/pdf/jss630506\\_101129.pdf](http://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/jss/pdf/jss630506_101129.pdf)
- 野村亜紀子：タイの企業年金の現状と最近の動向  
<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2008/2008aut10.pdf>
- GPF website:  
<https://www.gpf.or.th/eng2012/index.asp>
- Provident Fund website:  
[http://www.thaipvd.com/index\\_en.php](http://www.thaipvd.com/index_en.php)
- SOCIAL SECURITY ACT, B.E. 2533 (1990)  
<http://www.ilo.org/dyn/travail/docs/1017/Social%20Security%20Act%20BE%202533%201990.pdf>
- GPF Act:  
[https://www.gpf.or.th/eng2012/about\\_act.asp](https://www.gpf.or.th/eng2012/about_act.asp)
- News on national saving fund:  
<http://englishnews.thaipbs.or.th/national-savings-fund-is-now-open-for-subscription/>
- [http://www.eiu.com/industry/article/1893447373/national-savings-fund-is-established-in-thailand/2\\_8](http://www.eiu.com/industry/article/1893447373/national-savings-fund-is-established-in-thailand/2_8)